

東京都板橋区国勢調査実施本部設置要綱

(令和7年3月25日 区長決定)

(設置)

第1条 統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づき、5年に一度実施される国勢調査（以下「調査」という。）の重要性にかんがみ、調査を適正かつ円滑に実施し、もって調査の万全を期するため、東京都板橋区国勢調査実施本部（以下「実施本部」という。）を置く。

(設置期間)

第2条 実施本部の設置期間は、調査実施年度の4月1日から、当該年度の3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 実施本部は、板橋区における国勢調査に関する事務を所掌する。

(組織構成)

第4条 実施本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副区長をもって充てる。

3 本部員は、副本部長、本部参事、本部副参事及び事務局長とし、次の表左欄に掲げる者に応じ、それぞれ右欄に掲げる者をもって充てる。

副本部長	総務部長
本部参事	区民文化部長
本部副参事	各部庶務担当課長・戸籍住民課長
事務局長	総務部総務課長

4 事務局に、総括班、応援班、地域班、連絡調整班、行政記録班及び協力班を置く。

5 前項に規定する班（協力班を除く。）には班長を置き、次の表左欄に掲げる班長に応じ、それぞれ右欄に掲げる者をもって充て、班員は班長に帰属する係員を充てる。

総括班長	総務部総務課統計係長
応援班長	総務部に属する係長（総務課統計係長を除く。）
地域班長	各地域センター所長
連絡調整班長	各部庶務担当係長
行政記録班長	戸籍住民課管理係長・住民台帳係長

6 第4項の協力班の班員は、本部長が板橋区の職員のうちから必要に応じて指名する者をもって充てる。

(分掌事務)

第5条 前条第4項に規定する各班の分掌事務は、次のとおりとする。

総括班

(1) 調査事務の企画、実施及び連絡に関すること。

- (2) 調査経費及び普及宣伝に関すること。
- (3) 指導員及び調査員の確保及び任命手続きに関すること。
- (4) 調査票の審査及び集計報告に関すること。
- (5) 他の班に属しないこと。

応援班

- (1) 調査員事務説明会に関すること。
- (2) 調査員との連絡調整に関すること。
- (3) 調査書類の受付及び審査に関すること。
- (4) 調査書類の補完に関すること。
- (5) 職員調査員・指導員の推薦に関すること。

地域班

- (1) 町会・自治会の連絡調整に関すること。
- (2) 調査員の推薦及び指導に関すること。
- (3) 調査員事務説明会に関すること。
- (4) 調査書類配布及び保管に関すること。

連絡調整班

- (1) 職員調査員・指導員の推薦に関すること。
- (2) 各部局室内の連絡調整に関すること。

行政記録班

- (1) 調査票の審査における行政記録の活用に関すること。
- (2) 調査書類の補完に関すること。

協力班

- (1) 調査書類の受付及び審査に関すること。
- (2) 調査書類の補完に関すること。

(職責)

第6条 本部長は、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部参事は、副本部長を補佐する。

4 本部副参事は、本部参事を補佐する。

5 事務局長は、本部長又は副本部長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、事務局職員を指揮監督する。

6 班長及び班員は、事務局長の命を受け、担任の仕事进行处理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。